

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」の変更について

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」（以下「契約要綱」といいます。）を、2021年8月1日より変更いたします。

つきましては、契約要綱の変更概要について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、すでにご契約いただいているお客さまについても、変更後の契約要綱が適用されます。

<契約要綱変更の概要>

項 番	項 目	変更の概要
13	承諾の限界	一般送配電事業者から発電量調整供給契約の申込みの承諾が得られなかった場合の扱いについて規定しました。
31 32 33	系統連系保証金	託送供給等約款に規定される「系統連系保証金」の扱いについて規定しました。
39	容量価値の帰属	当社が集約し変動電源（アグリゲート）として応札することが可能とされる容量価値（容量市場にて取引される供給力）について、当社に帰属することを規定しました。 ※容量市場の詳細については、電力広域的運営推進機関のホームページにてご確認くださいようお願いいたします。 https://www.occto.or.jp/capacity-market/index.html
附則3	電力受給の制限または中止についての特別措置	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に基づく出力制御に関する特別措置を見直しました。

以 上